

国立大学法人奈良教育大学教員の任期に関する規則

平成18年6月22日
制 定

改正 平成19年 3月23日規則第37号
改正 平成20年 3月20日規則第30号
改正 平成20年12月12日規則第83号
改正 平成21年 1月17日規則第2号
改正 平成28年 3月25日規則第17号

(目的)

第1条 この規則は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学（以下「本学」という。）における教員の任期について、必要な事項を定めることを目的とする。

(任期を定める職等)

第2条 法第4条第1項の規定により任期を定めて雇用する教員の教育研究組織の名称、職、任期及び再任に関する事項は、別表のとおりとする。

(同意)

第3条 任期を定めて教員を雇用する場合には、文書により、雇用される者の同意を得なければならない。

(公表)

第4条 この規則を制定又は改廃したときは、学内外に広く周知を図るものとする。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、教育研究評議会の審議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行し、同日以降に雇用される者について適用する。

附則（平成19年規則第37号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成20年規則第30号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平成20年規則第83号）

この規則は、平成20年12月12日から施行する。

附則（平成21年規則第2号）

この規則は、平成21年1月17日から施行する。

附則（平成28年規則第17号）

この規則は、平成28年3月25日から施行し、平成28年4月1日以降に雇用される

者に適用する。

別表（第2条関係）

教育研究組織の名称	対象となる職	任 期	再任に関する事項
(1) 教育実践分野（教職大学院）	教 授 准教授 専任講師	3年以内 （再任の場合は、3年以内） 通算契約期間は10年以内	再任可
(2) 実践英語教育分野	教 授 准教授 専任講師	2年以内 （再任の場合は、3年以内） 通算契約期間は10年以内	再任可
(3) 教育研究プロジェクト	教 授 准教授 専任講師 助教	3年以内 （再任の場合は、プロジェクトの実施期間内） 通算契約期間は10年以内	再任可
(4) 教育学部 大学院教育学研究科 学則第24条から第24条の5に 定めるセンター	国立大学法人 奈良教育大学 特任教員規則 に定める特任 教員	国立大学法人奈良教育大学 特任教員規則第9条の定め るところによる。	再任可

（備考）

- (1) 上記の任期及び再任に関する事項については、この規則により雇用又は再任予定の者の本学との通算契約期間（労働契約法第18条及び研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律第15条の2に規定する通算契約期間をいう。以下同じ。）が10年を超えない範囲で、任期（再任後の任期を含む）を定めるものとする。
- (2) 通算契約期間は、平成25年4月1日以降の雇用契約を通算するものとする。ただし、通算を行う期間中に、労働契約法第18条第2項に規定する空白期間がある場合は、同規定に基づき取扱うものとする。